

令和7年度 第2回豊能町教育委員会会議（5月定例会）会議録

日 時： 令和7年5月12日（月） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第3号議案 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する
基本方針制定の件 【継続審議】

第5号議案 豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会
規則制定の件

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達しますので、令和7年度第2回豊能町教育委員会会議5月定例会を開会いたします。なお、増田委員におかれましては事前にご欠席の旨、連絡いただいております。会議録署名人は宮崎職務代理にお願いします。

本日は審議事項が2件ございます。初めに、前回から継続審議となっております第3号議案「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針制定の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

第3号議案「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針制定の件」につきましてご説明をいたします。

当議案につきましては、4月教育委員会会議で提案し、継続審議としていたものでございます。前回会議でのご質問やご意見等を踏まえ、教育委員会事務局で検討した結果、本日お配りした基本方針案に変更いたしまして、再度提案をいたします。

変更箇所については、新旧対照表及び基本方針案をもとにご説明いたしますのでご了承ください。それではまず、表紙裏側の目次をご覧ください。第4章「民営化に関する基本的な方針」の章中、7「三者協議会の設置」の次に、8「保育の質の確保と評価の方法」の項目を追加いたします。以下9,10については番号を繰り下げいたします。

続いて15ページをご覧ください。3「設置場所の候補地」でございます。設置場所の候補地の地図が中央にあります。候補地は地図の中央付近に黒塗りで示している場所でございますが、町の政策会議での協議を経て、前回の提案場所よりも若干範囲の絞り込みを行い、吉川支所、東ときわ台1丁目公園、総合駐車場、保健福祉センターを合わせた場所に限定いたしました。

続いて16ページをご覧ください。6「保育・教育の内容等」につきまして、①の記述の後半について、前回の提案では「当該教育に関する研修会の開催や参加など、保幼小中をつなぐ取り組みを進めることとします。」という部分を、今回の提案では、「課題の共有の場を設けるとともに、当該教育に関する研修会の開催や参加、異校種・異学年や多様な人との交流などを進めることとします。」に置き換えいたします。これにより、保幼小中一貫教育に関する町の取り組みを実践的に進めるための方策をより具体的に記載することといたしました。

次に17ページをご覧ください。7「三者協議会の設置」の中で、①「協議事項等」のうち、保育内容の括弧書きの中、園行事の前に、「特別支援教育」を追加いたしました。特別支援教育については、16ページの保育・教育の内容等の③に記載しているように、「運営法人は障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の積極的な受け入れを義務づけること」としていますので、その内容についても三者協議会で協議することを明記いたしました。

同じく③「設置期間」につきましては、前回の提案では、公私連携幼保連携型認定こども園開園2年後までを原則としていたところ、開園5年後までを原則とすることに変更いたしました。認定こども園の運営に関する町と保護者の考えを継続的かつ安定的に反映できるように、三者協議会の設置期間として、原則とする期間を延長するものでございます。

続いて、8「保育の質の確保と評価の方法」については、新たに追加した項目でございます。前半部分は、「町は保育サービスの質を確保するための指導検査を定期的かつ計画的に実施するなど、町の役割を十分に果たします。」として、町の役割を明記いたしました。

また後半部分では、「運営法人は、施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審するものとします。」として、運営法人が実施すべき自己評価と第三者評価について明記いたしました。

今回、2度の教育委員会会議にわたり、この基本方針をご審議いただきます。当会議においてこの基本方針が可決された後は、運営法人選定委員会において、運営法人の募集に係る仕様書を検討することとしています。なお、この基本方針に書ききれない細部については仕様書の中で示すとともに、運営法人決定後は三者協議会の中で検討していくこととなりますので、ご了承くださいたいと思います。

前回提案分との変更点の説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

【教育長】

説明ありがとうございました。前回からの変更点の説明がありました。委員の皆様、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

16 ページの①、付け加えていただいた「課題の共有の場を設ける」というところについて、前回の意向を汲んでいただいております。

【教育長】

これまで公立でやってきたというところで、保護者の方からの評価をいただいていると思いますので、そこを継続していただきたいです。

また、新たに特色を出していただいておりますが、やはり移行期は不安がたくさんありだということだと思います。そこについては、丁寧に移行できたらと思います。

【委員】

資料をよく読ませていただきましたが、この内容で進めていただければと思います。

【教育長】

16 ページを見ていただくと、5「質の高い職員の確保と職員配置」について、1 歳児のところだけ少し太字になり強調されています。本来、国の規定は6対1ですが、豊能町はこれまで5対1で丁寧にみてきました。そこを引き継いで欲しいというところで5対1にしております。

15 ページの候補地ですが、少し場所を狭くしたということですが、具体的にどこが減りましたでしょうか。

【こども育成課長】

新旧対照表をご覧くださいと、15 ページの所、候補地として「ふれあい広場」を有りか無しかということでございまして、修正前は入れておりましたが、修正後は候補地として無くなっております。

地図で言いますと、黒塗りの少し右上辺りにある「ふれあい広場」という場所がありますが、今回の案では除いたということでございます。

【こども未来部長】

吉川支所、東ときわ台1丁目公園、総合駐車場、保健福祉センターとありますが、ここをすべて認定こども園の用地にするのではなく、現在、西地区の公共施設再編ということで、一体的にどうするのかというのは、町部局と教育委員会が協力した上で議論を進めているところです。

具体的にどこを使うかということについてはこれからの議論になるのですが、実際に業者へ募集をかけるときには、詳細を仕様書に盛り込む予定です。

【教育長】

新旧対照表の保健福祉センター等周辺の「等周辺」がなくなったのは、具体的にどこがなくなったのでしょうか。

【こども育成課長】

豊寿荘と図書館、その辺りが除かれているということでございます。

【こども未来部長】

この図でいきますと、黒く塗られているところ、方角で言うと南西ですが、ユーベルホール、図書館、西公民館や豊寿荘も含めて前回は黒く塗りつぶしておりましたが、豊寿荘、西公民館、ユーベルホールと図書館、これら4つの部分が対象外になったということを示しております。

【教育長】

南西方向の白いところが抜けたということですね。

【委員】

三者協議会の設置期間を開園後 5 年までに延長していただきありがとうございます。5 年経過後は、公私連携ということなので運営法人と話し合いなりを持つ機会が何かで定められていたりするのでしょうか。

【こども育成課長】

協定の基本的な期間が 5 年ということですので、新たに協定を延長するということになればそのタイミングが協議をする場になると思います。

ただ 5 年に 1 度しかないということではなく、その間を町が関与している三者協議会の中で毎年協議を進めていきますので、継続的に三者協議会の中で町、それから保護者も関与して協議は続けていくということを想定しております。

【教育長】

さきほど委員が言われたことは、公私連携幼保連携型という中の、「公私連携」という言葉がついている限り、その「公私連携」はどこで保証されていくかということだと思います。三者協議会はその一つの会であって、そこでは 5 年間、保護者も入れての会があると思いますが、「公私連携」という形はその後どういった形で残っていくかというご質問だと思います。

【こども育成課長】

公私連携幼保連携型認定こども園を称する限りは、町は基本的に指導・監査に入るということになっておりますので、継続的にそこは行うということでございます。

【委員】

この場所は中心街になります。30 年先にどうなるかわからないですが、現状、医療機関が減ってきています。もしかすると、国の政策にもよるかもしれませんが、将来的に医療機関を集約しないとたない時が来るかもしれないと少し思っています。

将来、医療機関のことを考え、長期的な視野に立って考えていただいた方が良いのではないかと個人的には思っています。

【こども未来部長】

先ほど申し上げましたように、西地区のこの図は委員がおっしゃっている中心街になりますので、その公共施設再編をどうするかというのを現在、教育委員会も入って、町長部局の方で色々検討しております。

教育委員会会議の中で、委員の方からそのようなご意見がありましたので、その用地をどう確保していくとかそういったことをお伝えしていきたいと思います。

【教育長】

まだまだ西地区の案が固まっていない中、この民営化については早急に進めて欲しいという相反した中で動いておりますので、現状はこういう形になりますが、再編の中で考えていけたらと思います。

【委員】

今までの皆さんの議論も合わせて、基本方針ということですので、ある程度まで決められる部分もあれば、継続的にこの基本方針に基づいて、審議・検討して決定していくこともあると思います。

今回出されたこの案を、先月での議論や今日の議論を踏まえて、ベストと言っていいかはわかりませんが、ベターにはなっていると思います。基本的にこの案で、今日の定例会の中で賛成できる案になっているかと思っています。

しかし、今申し上げましたように、これは継続的に生かすような関わり合いを町としても教育委員会ともしてもしていかななくてはいけないことです。基本方針というものはまさにそういうものだと思います。

教育委員会の中の担当者が交代するかもしれませんが、この基本方針に盛り込まれている考え方や、町全体の公共的な施設なりの機能のあり方についても、ぜひ教育委員会として、まさに子どもたちやその保護者の利益を最大限配慮した形で、町内の他部局とも協力をしてやっていただければいいかと思います。

スタート時点ではまさに公私連携という形だと思いますけれど、3年、5年経てば基本的には可能な限り民間の創造溢れたマネージメントをしていただくのが、私は意味があると思っています。町として、この施設を利用する子どもたちが存在する限り、その子たちの幸せを、全力をあげて確保していく。

仮に純粋に民間へ任せられる形になったとしても、一切タッチしないということではなく、子ども自身の人権や育ちを保障できるような形での努力をしていただければと思います。私自身は、今日の時点ではこの第3号議案の形で賛成したいと思います。以上です。

【教育長】

他いかがでしょうか。豊能町の子どもたちが今まで公立の中で教育委員会と本当に一体となっていてできていた保育・教育というものが、民営化になることで起こる不安は解消しなければなりません。

「民」を入れるというところの意味は、16ページにありました新たな保育サービスの提案例ではありますが、公立は余裕がなくてできなかったところを「民」が入ればできるのではないかなという例が挙がっていると思います。

そういうところを期待しつつ、町としては子どもの保育・教育がより良いものになるように努めていく使命があります。町との関係はずっと続きますので、教育委員会としては努力していくところだと思っています。

今後、色々なところでご意見を聞かせていただくことがあるかと思いますが、ここで質疑を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

では、採決に移らせていただきます。ただいま説明がありました第3号議案「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針制定の件」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって第3号議案は可決されました。次に、第5号議案「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則制定の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

続きまして、第5号議案「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則制定の件」につきまして、ご説明いたします。議案書案文によりご説明します。

議案書をご覧ください。提案理由は、西地区の吉川保育所とひかり幼稚園を統合して、公私連携幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、優良な移管法人を選定することを目的に、選定委員会規則を定めるものでございます。

続いて、規則案をご覧ください。当該規則は、本年1月の教育委員会会議で審議・可決いただいた豊能町附属機関に関する改正条例が3月町議会で可決され、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会が条例設置されたことに伴い、その細部について規則に規定するものでございます。

第1条では、先ほど説明しました規則制定の趣旨を規定しております。第2条では、委員会が教育長の諮問に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園を運営する法人の候補者の選定に関する事項についての事務を行うことを規定しています。第3条では、委員会の組織は委員6人で組織することとしています。

その内訳としては（１）識見を有する者、（２）保護者を代表する者、（３）関係行政機関の職員で構成することとし、委員の任期は当該諮問に係る選定が終了するときまでとしています。第４条では、委員会に委員長と副委員長を置き、その職務を規定しています。第５条では、会議の開催手順に関して規定しています。第６条では、委員の守秘義務について規定しています。

第７条では、委員会の庶務をこども育成課で行うことを規定しています。第８条では、委員会の運営に関して当該規則に定めのない事項について、委員長が会議に諮って定めることを規定しています。

附則として、当該規則は公布の日から施行することとしています。説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】

説明ありがとうございました。ただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

委員会の委員は６人以内ということになっていますが、２人とかになってくるとうまく議論ができないと思いますが、６人以内というのは６人ではないということですね。

【こども育成課長】

現在は６人の選定を想定しております。

【委員】

６人の方の内訳は決まっていますでしょうか。

【こども育成課長】

現在の想定でございますが、識見を有するものとしての学識経験者、保護者それから行政機関として各２名程度を予定しておりますが、これから選定して参りますので若干人数の多寡が出てくる可能性はございます。

【教育長】

それぞれ２名程度ということで６名以内になります。ただ、それぞれが１名になったり、３名になったりすることはあります。ただ、３つの種別の方には入っていただくという形ですね。選定委員会は他の事例でも６人程度なのでしょうか。

【こども育成課長】

同様の他市の例を参考にさせていただきました。あまり多すぎても議論がまとまらず、少なすぎると少数意見だけということになりますので、６名程度が適切であろうということでございます。

【教育長】

１点、公開するということですが、慎重な議論になり、それぞれの委員の方のプレッシャーになるかと思いますが、すべて公開になるのでしょうか。公開するというその意味はとてもよくわかります。公の場で決めていきたいという趣旨はよくわかるのですが、何か配慮等できるのかと思ったのですが、どうでしょうか。

【こども育成課長】

委員会規則案の第５条第５項でございますが、「前項の規定にかかわらず、会議においては秘密会の決定がなされた時は秘密会とすることができる」ということになっております。実際には、仕様書の策定等に関しては公開のままできると思いますけれども、場合によっては非公開という秘密会で審議するということも想定しております。

【教育長】

ありがとうございます。委員になられる方も色々とお立場やお考えがあるかと思うので、その辺りの配慮をしつつ、適正に審議ができればと思います。秘密会とするところの意義を考えていただけたらと思います。他いかがでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、この委員会は、こども園の設置及び運営法人の選定に関する事項について事務を行うということですが、どれくらいの権限を持っているのでしょうか。

委員会の決定事項がかなりの権限を持っているのか、あくまで参考意見という形なのか、そこがはっきりしないと委員会の立場もはっきりしないかと思います。

【こども育成課長】

規則第2条でございますが、委員会の趣旨として、「教育長の諮問に応じて」というのが前提になっております。今回、認定こども園設置及び運営法人を決定するのは教育長の権限で行います。ただ、具体的にどの法人にするかという候補者の選定をしていただくのが委員会ということでございますので、この法人がいいですというところまでを委員会の中で決めていただき、最終決定は教育長が行うということになります。

【教育長】

諮問に対する答申をいただくという形で、検討して決定するということになります。他の選定委員会についても大方そういった形で行われているのでしょうか。

【こども育成課長】

大阪府内、直近でされたところを参考にさせていただきましたが、同様の方法をとっております。

【委員】

本日、承認されたとしたら、その後のスケジュールは大体どういった形になりますでしょうか。いつ頃までに選定をするか、緩やかな形でもいいのですが、これが仮に通った後のスケジュール感を教えていただけるとありがたいです。

【こども育成課長】

今回、規則が通りましたらそのまま公布という流れになり、規則上は委員会が設置されます。ただ、委員の委嘱がございますので、その人選をこれから進めまして、大体夏前くらいまでには委員を確定したいと思っております。

夏頃から秋にかけてまして、第1回目の委員会が開催できればと考えていて、その中で仕様書の検討を始めていきたいと思っております。一方で、設置場所については西地区の公共施設再編検討委員会で、秋くらいをめどには確定されるかと考えております。

それ以降に、仕様書の確定、法人募集が秋の後半くらいになりまして、年明けに応募のあった法人から提案を受けて、年度を跨ぐかもしれませんが、今年度末ごろに法人の決定をできたらと考えています。

【教育長】

よろしいでしょうか。それでは質疑を終結させていただきます。採決を行います。ただいま説明のありました第5号議案「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則制定の件」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第5号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。

【義務教育課長】

- ・新校の校歌について

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。次に6月の教育委員会会議の日程ですが、6月18日（水）午後2時から予定しております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第2回豊能町教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午後3時00分